おける業者の指導監督に要する経費があること。

二　前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

十二　病院に要する経費があること。

医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、次の各号によつて算定した額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額等（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村若しくは市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する病院にあつては運営費負担金等のうち繰出金に相当する額及び指定管理者制度を導入している病院にあつては指定管理料等のうち繰出金に相当する額とする。）として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号一の表中

四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数　一、九七六、〇〇〇円
	〇円

とあるのは

四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数　一、九七六、〇〇〇円
	〇円
精神病床の許可病床の数　一、五二三、〇〇〇円	〇円

とする。また、同表第一号から第三号までについては、経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和五年度においては、経営強化プランを策定するための作業に市町村等が着手しているもの又は令和六年三月三十一日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。）について算定するものとし、同表第四号及び同条第一項第一号の表第九号六については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

二　都道府県の医療計画に基づき市町村等が整備し、及び運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一八二、一〇二、〇〇〇円を乗じて得た額

おける業者の指導監督に要する経費があること。

二　前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

十二　病院に要する経費があること。

医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号一の表中

四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数　一、七九六、〇〇〇円
	〇円

とあるのは

四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数　一、七九六、〇〇〇円
	〇円
精神病床の許可病床の数　一、五二三、〇〇〇円	〇円

とする。また、同表第一号から第三号までについては、経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和四年度においては、経営強化プランを策定するための作業に市町村等が着手しているもの又は令和五年三月三十一日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。）について算定するものとし、同表第四号及び同条第一項第一号の表第九号七については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

［新設］